

文化審議会第4期博物館部会（第2回）

議 事 次 第

日 時：令和4年6月28日（火）16：00～18：00

場 所：文部科学省（旧庁舎2階）第2会議室

議 題：

1. 博物館資料のデジタル・アーカイブ化について
2. 博物館の登録・指定に関するインセンティブについて
3. その他

資 料：

- 資料1 博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況
- 資料2 博物館資料をデジタル化して展示する博物館の取扱い
- 資料3 博物館の登録・指定に関するインセンティブに係る検討事項
- 資料4 新たな登録制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環
- 資料5 今後のスケジュール（予定）

- 参考資料1 博物館法の一部を改正する法律について
- 参考資料2 博物館法の一部を改正する法律の公布について（令和4年4月15日付文化庁次長通知）
- 参考資料3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）
- 参考資料4 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年文部科学省告示第165号）
- 参考資料5 文化と地域発展：最大限の成果を求めて 地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド（OECD/ICOM、2019年）
- 参考資料6 政府文書における博物館関係記載
- 参考資料7 学習指導要領等における博物館に関する記載（抜粋）
- 参考資料8 Museum Facts & Data by American Alliance of Museums（米国博物館連盟）
- 参考資料9 第1回部会の議論を踏まえた登録基準の考え方等

博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況について

■新博物館法における博物館の業務に関する規定（下線が今回追加されたもの）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2～3 （略）

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四～十二 （略）

（１）改正法において「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開を加えた趣旨

（改正法の趣旨）

- ・ 博物館資料をデジタル化して保存（＝デジタル・アーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、以下の観点からきわめて意義深いものと考えられる。
 - ① 博物館資料に係る情報の保存と体系化
 - ② 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
 - ③ 多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進
- ・ 今次、インターネットを介した情報のやり取りや、国民によるアクセスの機会は飛躍的に増加しており、その重要性がますます高まっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験から、博物館の施設に利用の制限が求められた際におけるデジタル的な対応の必要性・有効性も認識されている。

(関連する主な国会答弁)

- ・ 衆議院 文部科学委員会における主な答弁要旨
 - 博物館資料のデジタル化・公開は、国内外への成果の還元、文化芸術や調査研究活動の充実、文化観光や地域活性化への貢献など、様々な面から意義深い。
 - また、コロナ禍において、博物館の利用制限が課された際、デジタル・アーカイブの必要性、有効性が関係者に改めて強く認識されたところ。
 - 資料をアーカイブ化するには、データとして取り込んで複製化しておくことも大事であり、今を生きる人間の使命だというように思っている。
- ・ 参議院 文教科学委員会における主な答弁要旨
 - 各博物館がそれぞれの資料のデジタル・アーカイブ化をどのように進めていくかは、館種や館の特性、地域の実情に応じて判断をしていくべきものであるが、文化庁では、博物館に関連した予算事業においても、それぞれの事業の目的の下でデジタル化を併せて促進できる支援メニューも設けているところ。

(博物館資料のデジタル・アーカイブ化によるメリット)

- ・ デジタル・アーカイブ化した資料や資料の情報を公開することにより、貴重な博物館資料の価値が公共に共有され、広く国民の学習活動や文化芸術活動に資すること。
- ・ 博物館の内部においても、資料の情報が整理されることとなり、博物館資料の管理が効率的に行われるようになること。併せて、他の博物館との情報共有が容易となり、館同士の連携が促進されること。
- ・ 博物館が所蔵・管理する資料を明らかにしておくことで、万が一、自然災害等による被害を受けた場合における資料の損害状況等を正確に把握することが可能となり、復旧に向けての取組に有利にはたらくこと。
- ・ あらかじめ博物館資料の情報をデジタル化して管理することにより、現物の博物館資料自体に接触する必要のある場面が減少し、資料の保存に資すること。

(公布通知の関係箇所)

第2 留意事項

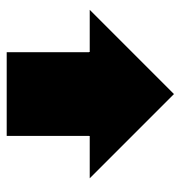
- 3 第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

(2) 博物館における資料のデジタル・アーカイブ化の取組状況と課題

(全国の取組状況)

- ・ 全国の博物館のデジタル・アーカイブの取組状況は以下のとおり。
(出典) 博物館の機能強化に関する調査(文化庁委託調査、2020年)
 - デジタル・アーカイブの実施有無(n=1530館)
実施している: 24.4% 実施を検討している: 26.4% 実施予定なし: 49.2%
 - デジタル・アーカイブに関する専門知識を持った職員の有無(n=371館)
常勤職員が在籍: 17.3% 非常勤職員が在籍: 6.5% 在籍していない: 73.4%
 - デジタル・アーカイブ化された資料の公開の有無(n=373館)
すべての資料を公開: 9.1% 一部資料を公開: 66.8% 公開していない: 24.1%
- ・ 一方、全国の博物館(統計上のいわゆる類似施設を含む。)を対象とした調査結果では、回答のあった館のうち、80.6%が「ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない」ことを、77.5%が「ウェブサイト等での資料情報公開が不十分」ことを、73.9%が「資料や資料目録のデジタル化ができていない」ことを課題に挙げている。

(出典) 博物館総合調査(日本博物館協会、2020年)



これらの改正法の趣旨と、各館の現状を踏まえれば、博物館によるオンサイト／オンラインを通じた多様な活動を促し、貴重な博物館資料の公共化や後世への継承を進める観点から、博物館資料のデジタル・アーカイブ化を積極的に推進していく必要があると考えられる。

(3) 博物館資料のデジタル・アーカイブ化の推進

(政府としての取組)

- ・ 令和4年度から新規に開始している「博物館機能強化推進事業」において、特色ある取組を行う博物館の支援を行っており、資料のデジタル・アーカイブ化の積極的实施についても支援の対象としている。今後、さらなる支援を検討。

(デジタル・アーカイブ化を進める際の留意事項)

- ・ 博物館資料のデジタル・アーカイブ化は、現物資料の保存を代替するものではなく、資料のアーカイブ化をもって現物資料を処分することは不相当であること
- ・ また、デジタル・アーカイブ化された資料や資料情報を「公開」することも国民の博物館の活用の観点から重要であり、公開に向けた環境の整備を進めていくことが必要であること

- ・ 博物館資料のデジタル・アーカイブ化やその公開に当たっては、利用者が博物館資料の情報を体系的・横断的に把握できるような形で行うことが望ましく、メタデータの標準化・共通化を図ることが望ましいこと（ただし、各館の状況や扱う博物館資料の性質に応じた対応が必要であり、メタデータの標準化・共通化は、デジタル・アーカイブ化の精度や範囲などについて、一律の水準を設けることを意味するものではない。）
- ・ 資料のデジタル・アーカイブ化及びその公開を進めるに当たっては、著作権等の処理が必要な場合も考えられるため、知的財産の取扱いについて留意する必要があること
- ・ 今次、小中学校へのタブレット端末の配備が進められるなど、学校教育におけるデジタル的な手法の活用が広がっていることも踏まえ、デジタル・アーカイブ化した資料を地域の学校教育において教材として用いることも効果的であること
- ・ 各館がデジタル・アーカイブ化した資料情報は、ジャパンサーチや文化遺産オンライン、アートプラットフォームジャパンといったデジタル・データのプラットフォームに掲載し、利用者が情報にアクセスしやすい環境の醸成を図ることで、博物館が持つ資源をより効果的に「分かち合う」ことが可能であること

（４）博物館活動・業務全体のＤＸの推進

- ・ 上記の博物館資料のデジタル・アーカイブ化に加えて、将来的には、その他の博物館の活動や業務全体のＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）を進めることは、博物館の文化的価値を社会に還元し、関係機関と連携して経済的・社会的価値を効果的に生み出し、地域の活性化を図るとともに業務の効率化を図る上で重要である。
- ・ そのためには、博物館資料の目録のデジタル化など、具体的なＤＸの取組を進めるとともに、多種多様な博物館の業務（例えば、博物館資料のデジタル・アーカイブ化の業務等）について一定のフォーマットを示すことなど、業務の共通化について調査研究を行う必要がある。

ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性 と社会における役割に関する勧告

2015年11月17日 第38回ユネスコ総会採択

◆コミュニケーション

10. コミュニケーションもミュージアムの主要な機能の一つである。加盟各国は、ミュージアムが特定の分野における専門性を活かして積極的に、収蔵品や記念物や遺跡についての知識を解説し普及することや、必要に応じて展覧会を企画することを奨励すべきである。加えて、ミュージアムは、社会において積極的な役割を演じるためにあらゆるコミュニケーションの手段を活用すること、たとえば、一般市民向けのイベントの企画、関連する文化活動への参画、**物理的またデジタルな形式の両方を用いて市民と相互交流すること**などを、奨励されるべきである。

11. コミュニケーション政策では、社会的統合、アクセス、社会的包摂が考慮されるべきであり、通常は**ミュージアムを利用することがない集団**を含め、一般市民と連携して実行されるべきである。ミュージアムの活動は、それに賛同する**一般市民や地域社会の行動によって、強化されるべき**である。

◆ミュージアムと情報通信技術（ICTs）

19. 情報通信技術（ICTs）の発達によってもたらされた変化は、遺産とそれに関する知識の保存や研究、創出、伝達といった観点から、**ミュージアムに様々な機会を与えている**。加盟各国は、ミュージアムが知識を共有し普及することを支援すべきであり、また、ミュージアムの主要機能を向上させる上で情報通信技術が必要と判断された場合には、それらにアクセスするための手段をミュージアムが確実に持ちうるようにすべきである。

ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性 と社会における役割に関する勧告

2015年11月17日 第38回ユネスコ総会採択

◆機能に関する政策

25. 加盟各国は、国際基準に基づく収蔵品目録の作成が、その司法権が及ぶ地域内のミュージアムにとっての優先事項となるよう、適切な対策を講じるべきである。コレクションの電子化はこの点できわめて重要であるが、電子化が、コレクションの保全に取って代わるものと見なされることがあってはならない。

29. ミュージアムの機能はまた、新しい技術と、日常生活において増大するそれらの役割によっても影響を受ける。これらの技術は、ミュージアムを世界中に普及促進するうえで絶大な可能性を有しているが、他方で、それらにアクセスできず、それらを使いこなす知識や技術を持たない人々やミュージアムにとっては、潜在的な障壁となりうる。加盟各国は、司法権と管理が及ぶ地域内のミュージアムに、これらの技術へのアクセスを提供するよう努力すべきである。

30. ミュージアムの社会的役割は、遺産の保護と並んで、その基盤となる目的を構成する。1960年の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」の精神は、社会の中にミュージアムのための場所を創出し続けているという点で、依然として重要である。加盟各国は、司法権が及ぶ地域内に設置されているミュージアムに関する法律に、これらの原則を盛り込むよう努力すべきである。

デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告

2015年11月17日 第38回ユネスコ総会採択

定義

2 記録遺産の保存

2.1 (略)

2.2 保存は、アナログ及びデジタルの双方の対象の管理を必要とする進行中の過程であり、学識、技術及び科学によって改善することができる。アナログ媒体は、真正な原本、芸術品又は情報を担う媒体として継続的な価値のあるものとして保持されるべきである。デジタル文書の場合には、今後の管理を最適化し、経費を最小限にし、及び関連するリスクに適切に対応するため、作成及び取得の時点より前に行動し、及び働きかけることが望ましい。政府、記憶機関及び民間部門間の協力は、一層奨励されるべきである。

3 記録遺産へのアクセス

3.1 加盟国は、選定された資料の範囲及びその保存方法についての公衆の信頼を維持するため、記憶機関のための適切な法的枠組みを提供し、並びに記録遺産の保存及びアクセスの提供のために必要な記憶機関の独立性を確保することが奨励される。アクセスの提供は、保存に関する公共の支出の明らかな証拠及び理由である。

3.2 (略)

3.3 記録遺産へのアクセスを提供するための手段は、情報通信技術の発達並びに記憶機関及びこれらが連携する機関における世界的ネットワークの発展により拡大している。加盟国は、広報計画（展示、巡回発表、ラジオ及びテレビの番組、出版物、消費財、オンライン・ストリーミング、ソーシャル・メディア、講義、教育計画、特別な催し並びにダウンロードのためのコンテンツのデジタル化を含む。）の策定を奨励し、及び支援すべきである。

博物館資料をデジタル化して展示する博物館の取扱いについて (案)

■論点：資料のデジタル・アーカイブ化を進めた博物館が、デジタル化した資料によって展示を（インターネット上で）行うこととする場合、これを登録の対象とすることは認められるか。認められることとする場合、その条件としては何が考えられるか。

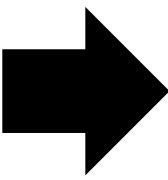
（１）資料をデジタル化して展示する博物館の取扱いについて

（我が国の博物館の課題）

- ・ 特に小規模な自治体において、財政上の理由から、既存の博物館施設の老朽化対応や博物館を支える人員の配置、展示施設の確保等が困難となる事態が散見されている。
- ・ このような場合において、博物館を廃止するなどの判断がされた場合には、利用者は資料にアクセスすることができなくなり、資料の保管や整理、学芸員の雇用にも悪影響が生じることが懸念される。優れた文化資源を有していても、博物館を置かなければ、その価値に人々が触れる機会が失われる場合がある。
- ・ 一方で、展示施設における物理的な展示が困難な状況については、今次の新型コロナウイルス感染症の影響から全国の博物館で経験されたところであるが、この際、オンラインによる資料の情報発信や、インターネット上での展示の有効性が確認された。

（デジタル化した資料の展示による博物館機能の確保）

- ・ コロナ禍の経験や今次の ICT 技術の発展・普及を背景として、物理的な展示施設の整備が困難な場合でも、資料の展示をインターネット上で行い、それ以外の博物館としての活動は、展示施設を持つ博物館同様、積極的に実施するケースが想定される。
- ・ しかし、こうした活動を行う場合であっても、制度上の担保がなければ、やがて活動が廃れてしまい、資料の死蔵・散逸や学芸員の役割の喪失が懸念される。



一定の条件を満たす場合には、物理的に展示施設を持たない博物館であっても、登録博物館の枠組みに入れ込むことによって、学芸員をはじめとする職員の配置が確保され、博物館の廃止やそれに伴う資料の散逸危機を防止し、博物館としての信頼の高まりに応じた展望を期待することができるのではないか。

（２）資料をデジタル化して展示する博物館を登録する場合の条件は何か

（活動内容や資料の取扱いに関する事項）

- ・ 所蔵する博物館資料がデジタル・アーカイブ化された上で、その画像データや解説について、インターネット上に教育的配慮をもって「展示」されており、学芸員が資料の内容等に関する問い合わせに対応する体制も確保されていること。

- ・ 博物館資料の収集・保管や調査研究、利用者への解説等の活動が十分に行われていること（通常の博物館に関する登録基準の考え方と同様）。特に、学校や社会教育施設と連携した教育普及活動、学芸員による調査研究活動が行われていることや、物理的な展示施設がないとしても、実物資料を安定的に収蔵する施設が確保されていること。
- ・ 問合せに応じて、又は収蔵庫の公開日を設定するなど、定期的に、一般公衆が実物の資料に触れる機会が確保されていること。

（具体例：イメージ）

- ・ 千葉県大網白里市が設置・運営する「大網白里市デジタル博物館」の例（別紙参照）

（公開日数に関すること）

- ・ 法定されている「一年を通じて百五十日以上開館すること」の要件については、インターネット上の展示のみをもって「開館」していることと解することは困難であり、物理的に「開館」しているのと同程度の活動が行われていることが必要である。
- ・ 例えば、以下のような日をもって、「開館日」とすることが考えられる。
 - ① 学芸員による資料の解説等について、利用者からの問い合わせに対して同時双方向でのやりとりができるか、又は即応できる状態にある日
 - ② 収蔵庫を開放して学芸員が博物館資料を解説する機会を設ける日や、利用者の求めに応じて実物資料の閲覧をさせる日
 - ③ 地域の社会教育施設等において利用者への学習機会の提供がなされている日
 - ④ デジタル・アーカイブ化した資料に関する講演会、講習会、研究会等が開催されている日

※ 上記のような「開館」の考え方は、たとえば、豪雪地帯にあり季節によっては物理的な開館が難しい博物館等についても同様に考えることが可能である。

（例）飛騨みやがわ考古民俗館

（留意事項）

- ・ この登録の考え方が、博物館の物理的な閉鎖を促すものと受け止められたり、登録の基準を実質的に緩和するものと受け止められることのないように留意する必要がある。
- ・ このため、実物資料に触れる機会を確保すること等の観点において、物理的な展示以外の手段をもって、博物館としての機能を果たすことが求められる。
- ・ これからの博物館の理想的な姿は、オンサイト・オンラインの双方から効果的な活動を行い、もって国民の教育・学術・文化の発展に寄与することにある。
これを踏まえれば、例えば、公立博物館等がデジタル・アーカイブ化された博物館資料による魅力的な展示を続けることにより、住民をはじめとする利用者の博物館や展示資料への関心が高まり、物理的な展示を求める声が高まっていくことも期待される。

大網白里市デジタル博物館

大網白里市は、博物館や資料館、美術館などの物質的な施設を有していないが、いつでも・どこでも・無料で文化資源に親しむことのできる施策としてインターネット上での展示を企画。コンセプトを「館を持たない自治体が提案する本格的デジタル博物館」として、大網白里市に関する文化資源を順次公開。

①管理・運営体制

教育委員会生涯学習課生涯学習班 2名（うち1名は埋蔵文化財専門職員、学芸員有資格者）により運営されているが、業務状況に応じて、同課内の別の職員も博物館運営に関する事務を支援する。資料のデジタル展示システムについては、民間事業者に委託して構築している。

②資料の収集・保管

大網白里市に関する歴史・民俗資料、美術品などの記録写真やそれらの情報、大網白里市及び大網白里市教育委員会の過去の刊行物をデジタル・データ化して博物館資料としている。デジタル・アーカイブ化の元となった実物資料は、市の旧埋蔵文化財センター等に保管され、定期的に学芸員資格を有する職員が確認するなどの管理が行われている。

実物資料のデジタル・アーカイブ化は随時進行しており、準備が整ったものから展示が始められる。（現在、デジタル展示されている資料は、実物の所蔵品の1割に満たない程度）

③資料の展示、普及活動

博物館において収集・保管している上記②の資料の他に、市が所有していないものについても、所有者の許可を得て展示している。単にデジタル化した資料を閲覧できる状態にしてあるのではなく、企画の意図を持った職員のキュレーションの下、各資料を一連のものとなるように配置し、教育的配慮の下で展示を行っている。展示に関する問い合わせについては、学芸員資格を有する職員がメール・電話等を通じて応答する体制となっている。

また、学校教育での活用として、小学校6年生の授業におけるデジタル資料・実物資料を活用した出前授業を行っている。教員向け研修会も実施しているほか、地区や自治会単位での集まりにおいても研修会を実施するなど、学校教育、社会教育の両面に寄与している。

地域の民間企業の企画に対しても、資料（データ）の貸し出しや情報提供等を通じて連携を行っている。その他、他館と連携した「うちミュージアム（※）」活動にも参加。

※うちミュージアム：新型コロナウイルス感染拡大に伴い臨時休館を余儀なくされた博物館に対し、北海道博物館の声掛けで始まった“うちで楽しく学べる”アイデアをオンラインでお届けする取り組み。全国200館以上が参加。

④調査研究

学芸員資格を有する職員による資料の調査研究の成果は、市の広報紙・HP等を通じて広く発信される。

⑤公開開始日

平成30年2月1日



大網白里市デジタル博物館 TOPページ



「躍進（書画）」
収蔵品 石井雙石

博物館の登録・指定に関するインセンティブに係る検討事項 (案)

■論点：新たな博物館法の下、登録・指定という法律上の位置づけの中になるべく多くの博物館を取り込んでいくことが求められる。そのためのインセンティブとして、どのような方策を講じることが効果的か。

(1) 法制度・税制上・予算上の優遇措置

博物館の登録や相当する施設の指定の仕組みは、これを受けようとする機関の設置者が、所在する都道府県等に申請を行うことにより機能するものであることから、申請を促すためのインセンティブとして以下のような事項に取り組むことが効果的である。

■法制度上の措置

- 登録美術品制度：美術品の所有者が、美術館等と当該美術品の寄託公開契約を結ぶことにより、当該美術品に係る税制優遇を設けるもの

- ・ 近年、生存中の作家の美術品も対象に含めるなど、制度の改善を図っているが、さらにニーズを掘り起こし、活用を促進するために制度の一層の周知を図る。
- ・ 特にニーズが生じる場面として、美術品の遺贈や相続、財産管理等が考えられることから、これらに関わる金融機関等での制度の活用を促すため、文化庁の担当者が積極的な周知活動を行う。また、ウェブを通じた広報等により一般認知度の向上に努める。

- 特定美術品制度：重要文化財の指定等を受けた美術品の所有者が、美術館等と長期寄託契約を結び、文化財保存活用計画の認定を受けることにより、当該美術品に係る税制優遇を設けるもの

- ・ 文化庁と日本博物館協会が開催する「全国博物館長会議」において特定美術品制度についての資料を配布するなど、制度の活用を促進するための周知を図る。

- 美術品国家補償制度：海外から貴重な美術品を借り受けて展覧会を行う場合、申請を受けて、一定の規模以上の損失を国が補償するもの

- ・ 制度の本旨が、国内における優れた展覧会の開催を促す点にあることも十分に踏まえながら、制度の積極的な活用を促すための工夫を講じる。
- ・ 例えば、申請の電子化による申請者の負担軽減や、国と申請者が補償契約を結ぶ際の審査の合理化等について、必要な対応を行う。

■税制上の優遇措置

- ・ 以下の点について、今後、関係団体等の要望を踏まえつつ検討する。
- ・ 現在、旧制度において公益法人等が設置する私立博物館（登録博物館）が引き続き安定的に運営されるよう、これらの私立博物館に認められている税制上の優遇措置（※別紙。一部の設置主体について講じられている優遇措置を含む。）については、来年度の新制度においても引き続き維持されることを目指す。
- ・ その上で、改正博物館法により新たに対象となる設置主体の私立博物館（登録博物館）についても、既に他の公立博物館や他の法人立私立博物館と遜色ないものがある現状等を踏まえ、必要な税制上の優遇措置が講じられることを目指す。

■予算上の優遇措置

- ・ 来年度の新制度施行以降、設置主体を問わず博物館の登録や相当施設の指定がなされるよう促し、特にできるだけ多くの博物館が登録されるように促すことが必要。
- ・ このため、博物館振興のための文化庁予算事業の申請主体は、登録博物館・指定施設とし、原則として、登録博物館（法律上登録の対象外である国立及び独立行政法人立の指定施設を含む。また、旧制度の経過措置期間中（5年間）は、設置主体の制限により登録されない指定施設を含む。）を中心にサポートすることとする。

■その他

- ・ 文化財保護法の下、重要文化財の所有者以外の者が当該文化財を公開する場合には、事前の文化庁長官の許可が必要とされているが、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた施設（公開承認施設）は、公開後の届出で足りることとされている。
- ・ この公開承認施設として、現在、登録・指定された博物館以外のものも承認されていることについて、まずは実態把握等を進め、必要な対応に係る検討を行う。

（２）登録博物館・指定施設の信用と知名度の向上を図るための方策

（登録・指定の意義）

- ・ 博物館の登録や相当する施設の指定を受けるためには、都道府県等による審査が必要であり、これを通過した法律上の位置づけを持つ博物館・指定施設は、そうでない施設と比べて、活動の充実度や公益性等が公的に担保されることとなる。
- ・ 登録博物館・指定施設が自らの法的な位置づけについて誇りを持つとともに、国民の利便等の観点から、その仕組みが広く認知されるような制度の在り方が求められる。

（登録・指定のロゴ作成やキャンペーンの実施など）

- ・ 登録博物館・指定施設のみが使用できる特別なロゴ等を作成することにより、これらの博物館等が公的な位置づけを有していることについて、国民がより容易に認識できるなど、上記の意義に資するものと考えられる。
- ・ また、文化庁と関係団体において、登録博物館・指定施設のポータルサイトや知名度向上のための広報・キャンペーン等を行うことも同じ意義を果たすものと考えられる。（参考例：フランスにおける “musée de France”）



- ・ ロゴの作成やキャンペーンの実施等に当たっては、以下の留意点が挙げられる。
 - ① 博物館関係者や国民にもわかりやすく、認知しやすいロゴ等であること
 - ② ロゴ自体が博物館関係者にとっての魅力となるような洗練されたデザインであり、さまざまな館種や特徴を有する博物館を総体的にイメージさせるものこと
 - ③ 既にそれぞれの博物館は、館固有のロゴ等を有している場合が多いことから、それら館固有のロゴ等と共に使用することが可能であること
 - ④ ポスターやちらし、ウェブサイトなど多様な博物館の教育・広報等の場面で、大小様々なタイプとして使用することが可能であること

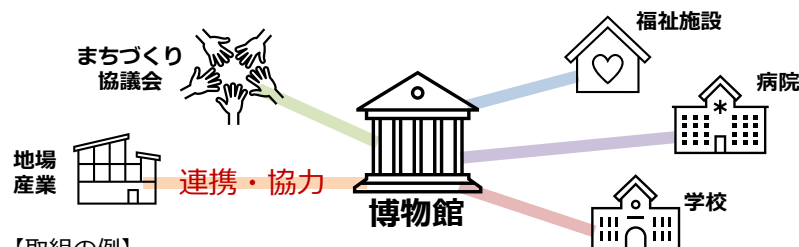
事業概要

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

- 補助額・率： ①地域課題対応支援事業 上限 5百万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 上限 20百万円 } 予算上限：計294百万円
- 事業期間：令和4年度～

①地域課題対応支援事業（5百万円上限）

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須

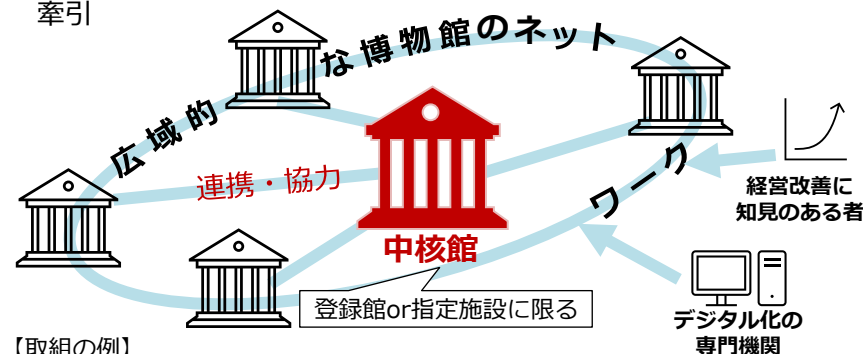


【取組の例】

- 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組
- 少子化・子育て支援に対応した取組や未来を担う人材育成にかかる取組
- 地域課題解決に向けた多世代の学びの創出にかかる取組
- 社会包摂（孤立・孤独対策を含む。）や多文化共生を促進する取組
- 持続可能な社会の実現（地球温暖化・地域の環境破壊等への対応を含む。）に向けた取組
- 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組
- 地域の文化・自然・産業資源を生かした観光振興・産業振興に資する取組
- 国際交流・国際発信による地域活性化に資する取組
- デジタル技術等の先進技術を用いた新たな鑑賞・体験・学習モデルの創造によるコミュニケーション活性化の取組
- 実物に触れる感動の醸成による地域資源・博物館資源の価値向上（地域ブランドの向上）と新たな知の共有にかかる取組
- その他の社会的・地域的課題に対応し、地域における博物館の機能強化の推進に資する取組

②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業（20百万円上限）

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引



【取組の例】

- 博物館資源の活用・応用による社会的・地域的課題への対応
- 単独の博物館（特に小規模館）では実現が困難な課題への対応
- 人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- 博物館の社会的価値・便益や国際的価値の創造・向上
- 経営課題への対応
- デジタルアーカイブやコンテンツ等の連携・共有による課題対応
- 国際的ネットワークの構築による課題対応
- 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- その他の課題対応のためのネットワークの形成を通じた博物館の機能強化の推進に資する取組

登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴッホ展

【補償対象の展覧会の例】
ゴッホ展—響きあう魂 ヘレーネとフィンセント
(令和3年9月18日～令和3年12月12日)
出典：東京都美術館HP

登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶（金森宗七 制作）
公開館：東京国立近代美術館
(国立工芸館)
出典：文化庁HP

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は**、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき**相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、**その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製**することができる。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置(令和3年度)

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。
博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

優遇措置のある税目	登録				相当施設
	公立	私立			
		公益法人	宗教法人	一般社団・ 財団法人	
法人住民税の非課税	—	○			
固定資産税の非課税	—	○	○		
都市計画税の非課税	—	○	○		
不動産取得税の非課税	—	○	○		
事業所税の非課税	—	○	○	○	

(博物館に係る固定資産税等の取扱い)

■ 地方税法第348条第2項第9号により、以下の資産については固定資産税が非課税となる

- ・ 公益社団・公益財団法人、宗教法人が設置する(登録)博物館の用に直接供する固定資産

■ 地方税法第73条の4第1項第3号により、以下の不動産については取得時の不動産取得税が非課税となる

- ・ 公益社団・公益財団法人、宗教法人が設置する(登録)博物館の用に直接供する不動産

■ 地方税法第702条の2第2項により、上記、固定資産税を非課税とする固定資産については、都市計画税が非課税となる

※ 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

(文教関係事業に係る事業所税の取扱い)

■ 地方税法第701条の34第3項 及び 第701条の41の表第2項により、以下の事業については事業所税が非課税となる

- ・ 学校法人・準学校法人が行う教育事業
- ・ 博物館法に規定する(登録)博物館、図書館法に規定する図書館、学校法人立以外の幼稚園

※ 学校法人・準学校法人立以外(株式会社立)の専修・各種学校については、課税標準の2分の1の減免

新たな博物館法制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環

資料 4

- ・ 博物館の基本的機能（収集・保管、公開・展示、調査・研究）の強化
- ・ 教育普及、博物館・学校・図書館連携、大学等との研究連携の強化
- ・ 多様な利用者へのアクセス提供
- ・ 地域の多様な主体との連携による文化観光やまちづくり、国際交流など協働事業の充実
- ・ SNSなどパブリックリレーションの強化

博物館の活動の充実

- ・ 運営費・体制・施設設備の充実
- ・ 寄付・寄贈の増加など財源の多様化
- ・ ボランティア・外部人材の充実
- ・ サポーター組織の充実
- ・ ファンドレイズ体制の強化
- ・ 多様な主体との連携・協働の促進
- ・ 政策予算・税制・法制度上の優遇措置
- ・ 館職員の研修充実・資質向上、意識変容

博物館の経営基盤強化

博物館の多様な価値の創出

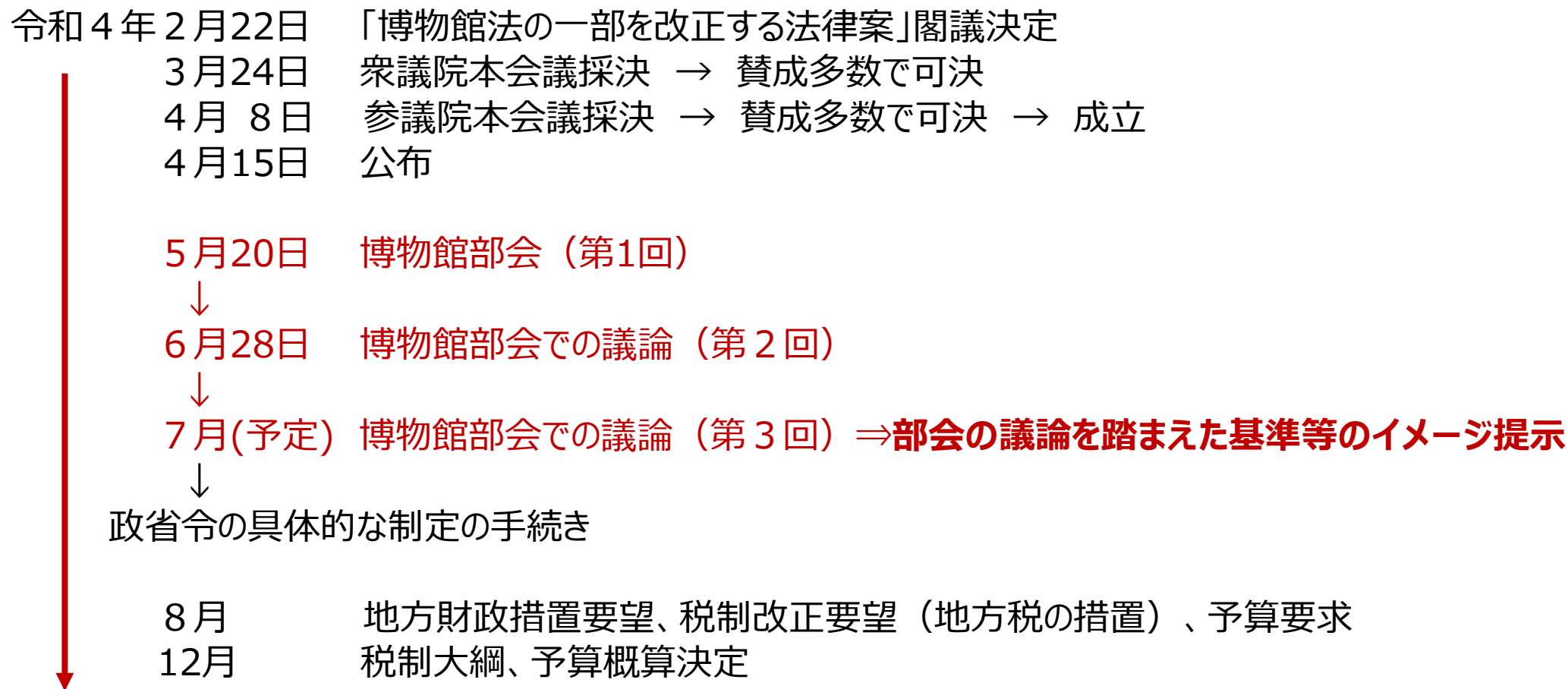
- ・ 各館のミッション（使命）や運営基準の明確化
- ・ デジタル化した資料の公開や展示
- ・ 社会的・経済的価値（教育効果、経済効果、地域貢献、社会貢献等）の計測(OECD/ICOM、AAM)
- ・ 事業成果や自己評価の積極的な発信
- ・ データのオープン化と利用条件明示による創造的活動促進
- ・ ミュージアムグッズ等の制作
- ・ ユニークベニューや高付加価値化
- ・ ロゴやキャンペーンによるブランディング向上

博物館に対する評価の向上

- ・ 地域の活力の向上（地域経済の発展、都市・地方再生、地域の創造的文化・教育活動の充実、地域の魅力や住民の幸福度の向上等）
- ・ 地方自治体や企業等の設置者、地域住民の肯定的な評価の獲得
- ・ 博物館がもたらす社会的・経済的価値の認識と共有

新しいミュージアムエコシステムの構築

今後のスケジュール（予定）



令和5年4月1日 改正博物館法施行

5年間は法改正前に登録を受けていた博物館は登録を受けているものとみなされる

令和10年3月31日